## 点検結果報告書作成の流れについて

〇施策調査専門委員会(第56回・9/27)

点検結果報告書(案)を提示



〇県民会議(第52回・11/8)

点検結果報告書(案)について報告



〇意見照会①(11月/上旬~11月/下旬))

点検結果報告書(案)について、県民会議委員に、大枠や根本的な意見について意見照会を行う。(照会1回目)



〇施策調査専門委員会(第57回・1月上旬)

県民会議委員への意見照会結果①を受け、報告書の大枠や各事業及び全体の 総括(案)の修正について検討



〇意見照会②(1月/中旬~1月/下旬)

委員会での検討結果を踏まえ、再度県民会議委員へ点検結果報告書(案)の 意見照会を行う。(照会2回目)



〇施策調査専門委員会(第58回・2月中旬)

県民会議委員への意見照会結果②を受け、点検結果報告書(案)及び同概要版(案)について検討



〇県民会議(第53回·3月)

点検結果報告書(案)及び同概要版(案)を県民会議に報告、確認の上その場で確定 → 「点検結果報告書」を県民会議座長から県に提出